

ESRI統計より：国民経済計算

平成23年基準国民経済計算
における一般政府と公的企業
の間の例外的支払について東京国税局調査第一部調査管理課国税調査官
(元経済社会総合研究所国民経済計算部国民支出課研究専門職)

平山 智基

はじめに

昨年12月から本年1月にかけて、我が国の国民経済計算（以下、「JSNA」という。）の平成23年基準改定値が公表された。また、基準改定に合わせて、国民経済計算（以下、「SNA」という。）の最新の国際基準である2008SNAへの対応を行った。本稿では、2008SNAへの対応のうち、「一般政府と公的企業との間の例外的支払」について紹介する。

一般政府と公的企業との間の例外的支払の概要

2008SNA マニュアルによれば、一般政府と公的企業との間の例外的支払（高額・不定期の支払）については、その内容に応じ、金融勘定に記録される「持分」（金融資産）の取引か、資本勘定に記録される「資本移転」の受払に記録するとされている。

平成23年基準以降のJSNAでは、これまで、すべて「資本移転」として記録していた公的企業から一般政府への例外的支払¹について、上記マニュアルを踏まえ、①特別な立法措置がとられるなどの例外的・不定期の支払であること、②その原資が公的企業の累積準備金の取り崩しまたは資産売却に基づくものであること、といった条件を満たす場合は、一般政府による公的企業に対する「持分」の引出し（金融資産の減少）及び見合いの「現金・預金」の増加（金融資産の増加）として記録することとした。

これにより、平成17年基準以前のJSNAにおいて

は、すべて「資本移転」として記録されていた公的企業から一般政府への例外的支払が、平成23年基準以降は、その原資が公的企業の累積準備金の取り崩しまたは資産売却に基づくものである場合に「持分」という金融資産・負債の取引に記録されるようになった。

記録方法変更に伴うJSNAへの影響

例外的支払の2008SNA対応に伴う記録方法の変更による影響は、具体的にJSNAの計数のどこに現れてくるのだろうか。

その最たるものとして挙げられるのは一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスである。

JSNAにおいては、付表6「一般政府の部門別勘定」において、一般政府及びその内訳部門（中央政府、地方政府、社会保障基金）ごとに、純貸出(+)/純借入(-)、及び、参考として、プライマリーバランスを表章している²。

まず、純貸出(+)/純借入(-)とは、制度部門別に当該年度における経常的な収支と資本的な収支を合計した収支尻を示すものであり、一般政府の場合は、いわゆる「財政収支」を示す指標となる。

次に、プライマリーバランスとは一般的に、借入及び利子受取を除く税収等の歳入から、過去の借金への元利払いを除いた歳出を差し引いた収支のことを表し、その時点で必要とされる政策的経費をその時点の税収等でどれだけまかなえているかを示す指標とされている。

平成23年基準と平成17年基準の比較

それでは、実際に平成23年基準と平成17年基準のJSNAの計数を比較して例外的支払の記録方法の変更による影響について見ていく。ここでは、上述のとおり、影響が最も顕著な一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスの実数の改定について取り上げる（図表1、2）。

2005年度以降で、公的企業から一般政府への例外

1 一般政府から公的企業への例外的な支払については、(i) 公共政策の目的の結果として発生した累積損失を補填するような支払いの場合は「資本移転」として資本勘定に、(ii) 確実な収益の期待がある下で行われる支払いの場合は一般政府の「持分」の追加（金融資産の増加）及び見合いの「現金・預金」の減少として金融勘定に記録することとされているが、平成23年基準において取り扱いを変更したものはない。

2 政府の財政健全化目標の達成状況については、「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）により東日本大震災からの復旧・復興対策の経費及び財源を除いたベースで検証することとされており、上記達成状況の検証に用いられている国・地方のプライマリーバランスについては「中長期の経済財政に関する試算」の計数を参照のこと。

的支払として扱いが変更となったものについては、図表3に示すとおりであるが、これらは平成17年基準では、「資本移転（受取）」として資本勘定に記録していたため、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスに影響を与えていた。しかしながら、平成23年基準ではこれらを「持分」の引出し、つまり、金融勘定への記録としたことに伴い、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスに影響しなくなった。

図表1、2を見ると、2006年度から2011年度の各年度において1兆円以上の減額改定となっているが、この要因のほぼすべては図表3に示した公的企業から一般政府への例外的支払の記録方法の変更により説明することが可能である。

もちろん、上述以外にも、平成23年基準改定を機に行った、政府諸機関の分類の一部変更（例えば、特許特別会計が「中央政府」から「公的非金融企業」へ変更）等も、純貸出(+)/純借入(-)やプライマリーバランスの計数改定に影響しているが、例外的支払がある年度を除けば、その水準は平成17年基準と平成

23年基準で大きな変化はないと言える。

このように、2008SNAと整合的になるよう例外的支払の扱いを変更することで、一般政府の純貸出(+)/純借入(-)の国際比較可能性を高めるとともに、一時的な要因の影響が取り除かれることで、純貸出(+)/純借入(-)、及び、プライマリーバランスのよりすう勢的な動きの把握が可能となった³。

結び

以上、本稿では2008SNA対応事項の一つである「一般政府と公的企業間の例外的支払」について紹介した。本内容が、統計を利用する際の一助になれば幸いである。

(参考文献)

- 内閣府(2016)「2008SNAに対応した我が国国民経済計算について(平成23年基準版)」
- 内閣府(2016)「2015(平成27)年度 国民経済計算年次推計」

平山 智基（ひらやま ともき）

図表1 一般政府の純貸出(+)/純借入(-) (実額)

(単位：兆円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
平成23年基準	-21.0	-15.8	-14.5	-28.0	-50.1	-44.7	-44.2	-40.8	-36.4	-25.4	-17.4
平成17年基準	-20.9	-3.6	-13.5	-16.5	-42.9	-40.4	-41.9	-41.0	-36.8	-25.4	-17.4
改定差(2015年度は対前年度差)	-0.1	-12.2	-1.0	-11.5	-7.2	-4.3	-2.3	0.2	0.4	0.0	8.0

図表2 一般政府のプライマリーバランス (実額)

(単位：兆円)

	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
平成23年基準	-17.9	-13.3	-12.0	-23.8	-45.6	-39.8	-38.6	-35.1	-32.1	-21.6	-14.3
平成17年基準	-17.8	-1.3	-11.0	-12.3	-38.3	-35.2	-36.4	-35.3	-32.4	-21.6	-14.3
改定差(2015年度は対前年度差)	-0.1	-12.1	-1.1	-11.5	-7.3	-4.6	-2.2	0.2	0.4	0.0	7.3

図表3 公的企業から一般政府への例外的支払 (2005年度から2015年度)

年度	資金の流れ	根拠法	金額
2006	財政融資資金特別会計(現：財政投融資特別会計) ⇒ 国債整理基金特別会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	12兆円
2007	日本郵政公社 ⇒ 一般会計	日本郵政公社法(公社解散時の規定)	約1兆円
2008	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計、国債整理基金特別会計	財政運営のための財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	計約11.3兆円
2009	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行及び財政投融資特別会計からの繰入れの特例に関する法律	約7.3兆円
2010	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律	約4.8兆円
2011	財政投融資特別会計 ⇒ 一般会計	東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律	約1.1兆円
	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ⇒ 一般会計		約1.2兆円

3 なお、政府の財政健全化目標の達成状況の検証に用いられているプライマリーバランスでは、国民経済計算の計数を基にしつつ、従来からこうした支払の大宗は特殊要因として控除されているため、その点では特段の影響はないと思われる。